

天草市子ども読書活動推進指針



天草市教育委員会

平成29年3月



目 次

- 第 1 章 天草市子ども読書活動推進指針の策定にあたって・・・・ 1
 - 1 指針策定の趣旨
 - 2 子どもの読書活動推進の意義

- 第 2 章 天草市子ども読書活動推進計画の成果と課題・・・・ 1

- 第 3 章 子ども読書活動の推進に向けて・・・・ 2
 - 1 子どもの読書活動推進指針
 - 2 天草市子ども読書活動推進指針の期間と対象
 - 3 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

(資 料)

子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 天草市子ども読書活動推進指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

天草市教育委員会では、子どもたちが本に親しみ、自ら進んで読書することで、生きる力や未来をひらく知恵と知識を身につけ、豊かな感性を磨くことができるよう第1次、第2次天草市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定し、読書環境の整備と子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

そのなかで、子どもの読書活動を推進するためには目標を明確にし、子どもに関わるすべての人が読書の重要性を意識し、一体となって取り組みを進めることが重要であると再認識しました。

今後、本市の読書活動推進の方向性と、目的への施策を明らかにするために「子ども読書活動推進指針」（以下「指針」という。）を策定することとしました。

また、本指針の策定により「天草市自治体経営のトータル・システム化指針」の実効性も高めてまいります。

2 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、先人の知恵を学ぶなど、人生をより深く、生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。近年のソーシャルメディアを通じて得た情報を読み解く力も、さまざまな技術を発展させる力も、すべて「言葉」を通じて養われるものであり、「言葉」は読むことによってより多く習得されていきます。また、自ら本を読むことのできない乳幼児期への読み聞かせは、読んでくれる人の愛情が「言葉」を通して子どもに伝わり、子どもの心の成長を促します。

平成28年に発生しました熊本地震では、不安に直面していた子どもたちの心の支えになったのが「本」の存在でした。本の読み聞かせが、不安を抱えた子どもたちの心を癒してくれました。本は子どもや大人に生きる力を与えることができるのです。

また、本を読むことで、その物語を通して勇気や正義感、困難に立ち向かう姿勢を学ぶことができます。今、子どもが直面する様々な困難（いじめ、貧困、自己のアイデンティティなど）を乗り越えるきっかけとしての読書も、大いに期待されていると言えます。

第2章 天草市子ども読書活動推進計画の成果と課題

◎第1次推進計画（平成22年～平成26年） 5年間

◎第2次推進計画（平成27年～平成28年） 2年間

「第1次・第2次天草市子ども読書活動推進計画」ではすべての天草っ子が読書の楽しみに出会い「未来をひらく知恵と知識」「豊かな感性」「生きる力」を育むことができるように、以下の3つの目標を柱として読書活動の推進に取り組んできました。

- (1) 家庭で読書する日を設ける
- (2) 地域で子どもの身近に本を置く
- (3) 学校で「朝の読書＝朝読（あさどく）」を広める

この7年間で、図書館主催による各種事業の開催や、読み聞かせなどの活動により、子どもやその保護者にも読書の必要性を啓発する取り組みを進めることができました。それにより、図書館においては、子ども・家族での利用が増加しています。

また、小学校・幼稚園・児童館等への移動図書館巡回箇所を増やしたり、見直したりしたことで、本がより身近なものとなり、子どもの移動図書館の利用冊数も増加しています。

朝読（一斉読書）においては、ほとんどの小・中学校で実施しており、子どもたちの読書環境は整ってきていると思われます。しかし一方で、乳幼児期以降に、読書の大切さを保護者へ伝える機会が十分でなかったこと、また、どの年齢にどのような本を読んであげたらいいのかなど、保護者の知りたいことに対して情報発信ができていないこと、図書室の整備が十分でないことが課題として残りました。これらの課題の解決と、子どもの読書活動推進のための小・中学校及び高校との連携をより密にし、情報の共有化をすすめていくことが必要になります。

第3章 子ども読書活動の推進に向けて

1 子どもの読書活動推進指針

本市の現状と課題、さらに熊本県が策定した「肥後っ子いきいき読書プラン」をふまえて、すべての子どもたちが読書の楽しさを知り、「未来をひらく知恵と知識」「豊かな感性」「生きる力」を育むことができるよう、また、天草市全体で子どもの読書活動を推進していくために以下の3つの項目を指針として定めます。

指 針

- ① 家庭、地域、学校など、あらゆる場で子どもが読書に親しむ機会を提供します。
- ② 子どもの読書活動推進に関係する施設の整備・充実を図ります。
- ③ 図書館を軸とした、学校やボランティアなど、子どもの読書に関わる大人の連携の推進を図ります。

図書館は、本指針を推進していくための中心となり、家庭・地域・学校・関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。さらに、本指針は「天草市立図書館協議会」で評価検証し、効果的な推進を図っていきます。

2 天草市子ども読書活動推進指針の期間と対象

(1) 期間

本指針は、「第2次天草市総合計画」及び「第2次天草市教育振興基本計画」に基づき、策定しました。そのため本指針の期間は、2つの上位計画との整合性を図るため、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

子どもを取り巻く問題や環境も変化しますので、必要に応じて見直しを行います。

(2) 対象

本指針でいう「子ども」とは、0歳から18歳までとします。

※「子ども読書推進法」による定義

- 乳幼児期 (ブックスタート) ～ 3歳頃まで
- 幼児期 (乳幼児サービス) ～ 6歳頃まで
- 少年・少女前期 (児童サービス) ～ 10歳頃まで
- 少年・少女後期 (児童サービス・ヤングアダルトサービス) ～ 15歳頃まで
- 青年期 (ヤングアダルトサービス) ～ 18歳

3 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

(1) 家庭、地域、学校など、あらゆる場で子どもが読書に親しむ機会の提供

- ◆ 家庭で
 - ブックスタート (乳幼児健診) や他の健診時に、保護者に向け、読書や読み聞かせの大切さを伝え「家読 (うちどく)」を啓発
- ◆ 地域で
 - 図書室の活用と本の貸し出し
 - 多世代交流事業や地域でのおはなし会の開催
 - 児童館や幼稚園・保育所 (園) などへの配本と巡回講座の実施
 - 行事やセミナー、地域イベントなどへの図書の提供
 - ボランティアによる読み聞かせの実施
- ◆ 学校で
 - 一斉読書の推進
 - 保護者やボランティア、学校職員による読み聞かせの実施
 - 移動図書館車の巡回による貸し出し
 - 配本による学級文庫の充実
 - 教科ごとの図書館・図書室の利用
- ◆ 図書館で
 - 読書フェスティバル・ワークショップなどの開催
 - 定期的なおはなし会の開催
 - 特別展示や特集コーナーでの図書の紹介
 - 大型絵本・布絵本・大型紙芝居の提供
 - 見学や職場体験・インターンシップの受け入れ
 - 年齢に合わせた図書の紹介
 - ビブリオバトルや調べ学習コンクールなど、本を通じた交流会の開催



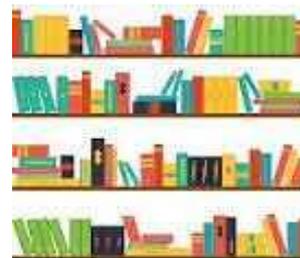
(2) 子どもの読書活動推進に関する施設の整備・充実

◆ 市立図書館の整備・充実

- 図書室の整備
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、子どもが過ごしやすい図書館づくり
- 日本語を母語としない子どもたちや、障がいのある子どもたちの読書環境の整備
- 通常の読書が困難な子どもや保護者のための、読書ツールの充実
- 子どもたちが利用しやすいホームページの作成や読書案内
- 保護者への情報提供のためのSNS活用

◆ その他の施設の整備・充実

- 学校図書館の整備・充実



(3) 学校やボランティアなど、子どもの読書に関わる大人の連携の推進

◆ ボランティア

- ボランティアの技術向上と交流のため、ボランティア交流会の開催や定期的な学習会の実施
- ボランティアと図書館が連携できる体制づくり
- 子どもボランティアの育成

◆ 教育機関

- 小中学校と高校の学校司書、図書館と連携できる体制づくり
- 図書館から小中学校への読書情報の提供と共有



【読書推進のイメージ図】



子どもの読書活動推進のための指針と取組一覧

指針	取組み内容		対 象	関連部署・団体
家庭・地域・学校などが読書に親しむ機会の提供	家庭	本を通したふれあいや、読み聞かせの大切さを紹介するため、ブックスタートや乳幼児健診時に「家読(うちどく)」を啓発	子ども保護者	健康増進課
		家族で参加するイベントや幼稚園・保育所(園)での読み聞かせを実施		子育て支援課
	地域	地域イベント・学校・幼稚園・保育所(園)、児童館などで地域のボランティアなどの読み聞かせや巡回講座の実施		読み聞かせボランティア
		さまざまなイベントやセミナーへの図書の貸し出し		まちづくり支援課
	学校	全ての学校での読書時間を確保するため「一斉読書」を推進	子ども学校職員	学校教育課
		移動図書館・巡回配本による、学校での貸し出し		・学校教育課 ・読み聞かせボランティア
		読書の楽しさを伝えるため、巡回講座やボランティアの読み聞かせを実施		
	図書館	読書に親しみ図書館を身近に感じてもらうため、著名な作家を招き、読書フェスティバルや講演会を開催。また、親子カフェ・ワークショップ等を実施	子ども保護者	読み聞かせボランティア
		定期的なおはなし会の開催		
		見学の受け入れと、職員による図書館の紹介	小学生～高校生	学校教育課
図書館の仕事や本に関わる仕事を知ってもらふことを目的とした、職場体験の受け入れ				
多様な読書の楽しさを知ってもらうため、ビブリオバトルなど本を通じた交流会の開催				
子どもの学びを広げるための、図書館活用講座実施				
調べ学習コンクールの開催				
子どもの読書活動推進に関係する施設の整備・充実	図書館施設	図書室を整備するため、担当職員と連携協力	図書室	支所担当職員
		誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた図書館整備	子ども保護者	
		通常の読書が困難な子どもや保護者のための、読書ツールの提供		
		学級文庫や幼稚園・保育所(園)での図書スペースの整備サポート	各種団体施設	学校教育課
		児童館等地域で本が読める場所の環境整備		子育て支援課
		子どもが使いやすいホームページの作成及び読書案内等の情報発信	子ども	
	子どもに本をどう読んだらいいか、何を読ませたいか悩んでいる保護者への情報提供のため、SNSを活用	保護者		
	学校図書	調べ学習などへの図書の支援。また、その場所を確保するための読書環境の整備	小学生～中学生	学校教育課
学校司書との業務連携・支援				
学校や大人との読書に携わるボランティアの推進	ボランティア	読み聞かせなどの技術向上や交流をはかるため、ボランティア交流会と定期的な学習会の実施	ボランティア	読み聞かせボランティア
		ボランティアと図書館が連携できる体制づくり		
	読み聞かせなどができる子どもボランティアを育成するため、ボランティアによる指導を実施	ボランティア子ども	・学校教育課 ・読み聞かせボランティア	
	教育機関	学校との連携を図るため、小中学校の司書研修会や、これまで行っていなかった高校の司書研修会において、情報共有の場を作る	学校司書	・県立高校司書部会 ・学校司書
小中学校との情報共有のため、市立図書館と学校司書が市の回線(イントラネット)を活用した連携		学校司書		

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

